

- 「航空安全プログラム(SSP)」の実施のため、中期的視点から、取り組むべき課題や方向性を示すものとして、過去5年間における取組の評価・検証の結果に加え、航空安全の取り巻く環境変化を踏まえ、令和3年度から7年度までの5年間の「航空安全の中期的方向性」を策定

中期的方向性の意義

- ・航空安全行政の進捗や施策の妥当性の確認、政策への取り込みのガイドラインとして活用
- ・中期的視点の導入により、より効果的に目標を達成
- ・航空安全当局と業務提供者が認識を共有し、安全のための取組を促進

中期的方向性(平成28年度～令和2年度)の安全目標

- ・本邦航空運送事業者が運航する定期便の死亡事故・全損事故件数ゼロ
- ・航空事故 重大インシデント率に係る各分野(航空運送・交通管制・空港)における21の安全目標

中期的方向性(平成28年度～令和2年度)期間中における主な施策

- ・業務提供者におけるSMSの強化
- ・航空法規等の策定・見直し等
- ・各種証明、許認可、監査、検査等
- ・安全情報の収集
- ・安全情報の分析等
- ・更なる安全性向上のための取り組み
 1. 教育訓練
 2. 航空活動関係者との情報共有等
 3. 滑走路誤進入防止のための分野横断的な取組
 4. 情報管理システムの構築
 5. 内部評価

航空の安全を取り巻く環境変化

- ・コロナ感染症の感染拡大により、航空行政にも大きな影響
- ・無人航空機のレベル4飛行の実現目標が2022年度(令和4年度)
- ・空飛ぶクルマの事業開始目標が2023年(令和5年)

中期的方向性(令和3年度～令和7年度)の安全目標

(継続して設定する安全目標値)

- 第11次交通安全基本計画(令和3年3月)において設定
- ・引き続き本邦航空運送事業者が運航する定期便の死亡事故・全損事故件数ゼロを安全目標値として設定
 - ・引き続き航空事故・重大インシデント率に係る各分野(航空運送・交通管制・空港)における21の安全目標を設定し、動向注視。

(新たに設定する安全目標値)

- ・ICAOが示す優先事項関連の安全指標の導入を検討
- 滑走路への誤進入 ○滑走路からの逸脱 ○TCAS RA通報の受領
- 異常姿勢からの回復操作 ○失速からの回復操作 等

中期的方向性(令和3年度～令和7年度)期間中における主な施策

(継続的に取り組む事項)

- ・航空法規等の策定・見直し等
- ・各種証明、許認可、監査、検査等
- ・更なる安全性向上のための取組

(改善を図る事項)

- ・SSPの更なる推進
 - ①SSPによる安全指標に関連付けた安全に係る施策の評価スキームの構築
 - ②安全情報の収集・分析等の結果を活用した安全に係る施策の検討及び施策の評価スキームの構築の検討

(新たな取り組みが必要な事項)

- ・コロナ禍・ポストコロナにおける規制内容や審査手続き等のあり方の検討
- ・無人航空機の制度整備及び事故、重大インシデント(事故が発生するおそれがあると認められる事態)情報の収集
- ・空飛ぶクルマの安全確保の環境整備に係る検討の推進